

緑化の規制に関する法律

| | |
|-----------|---------------------|
| (1) 都市緑地法 | (平成16年6月制定・6か月以内施行) |
|-----------|---------------------|

- ① 市町村は都市計画で「緑化地域」を定めることができる。
当該地域内の1000㎡以上の敷地において建築物を新增築する場合に、市町村が定める緑化率（敷地面積に対する緑化面積（屋上緑化を含む）の割合で25%が上限）以上の緑化を義務化。
- ② 市町村は地区計画等で定められた緑化率を、条例で、建築物の新增築や維持管理に係る制限として定めることができる。

| | |
|-----------|---------------|
| (2) 工場立地法 | (平成16年3月改正施行) |
|-----------|---------------|

- 特定工場（敷地面積9000㎡又は建築面積3000㎡以上）における緑地面積の基準（敷地面積の20%以上）の適用に際して、屋上緑化の面積の一部を緑地として算入することができる（改正内容）。